平成23年4月22日

A S P 1 0 0 0 R ご利用企業

ご担当者各位

株式会社TKC システム開発研究所

市町村合併により廃止された旧市町村へ修正申告書を電子申告する場合のご注意

4月1日現在、全国1,061市区町村へ地方税電子申告ができます。地方税電子申告が可能 な市町村の中には、過去に市町村合併により廃止された市町村が多数含まれています。

「地方税 e L T A X 仕様」では、合併により廃止された旧市町村への修正申告に係る電子申告 に制限事項が設けられています。その内容と旧市町村への修正申告書を電子申告する場合の手順 について、ご案内いたします。

- 1.「地方税 e L T A X 仕様」の制限事項(市町村合併により廃止された市町村への電子申告)
- (1)合併日以後は、新・市町村への電子申告となるため、合併により廃止された旧市町村への 電子申告はできません。そのため、合併日前に旧市町村へ電子申告した内容の修正申告を、 合併日以後、新・市町村へ電子申告する場合は、合併前とは異なり、注意が必要です。
 - (ご注意事例:合併により廃止された2以上の旧市町村に事業所等を有していた法人が、 当該2以上の旧市町村へ修正申告を行う場合)

下図のように、旧A市の修正申告を新・A市へ電子申告した後、旧B市の修正申告を新・ A市へ電子申告した場合、旧A市分は修正申告がなされなかったことになります。

│ 旧A市 ├──┬─ 合併 ──┤ 新・A市 │(2番目の旧B市の電子申告のみが有効)



(2) 複数の旧市町村へ修正申告する場合は、必ず、下記の「2.市町村合併により廃止された 旧市町村へ修正申告書を電子申告する場合の手順」を確認の上、申告してください。

2.市町村合併により廃止された旧市町村へ修正申告書を電子申告する場合の手順

(1)2以上の旧市町村へ修正申告する場合

新・市町村へ電子申告できるのは、1つの旧市町村分のみとなりますので、電子申告する 旧市町村と書面提出となる旧市町村分を、事前に明確に区分してください。その後、以下の 手順で、それぞれの修正申告を行ってください。

- 新・市町村へ電子申告する旧市町村の処理
- 1) A S P 1 0 0 0 R の「地方税ワーキングシートの入力」で、旧市町村の市町村コードを、 新・市町村の市町村コードに変更します。
- 2) A S P 1 0 0 0 R では、入力(変更)された市町村コードを基に法人税割および均等割 の税率を判定します。そのため、旧市町村に適用される税率と、新・市町村に適用され る税率が異なる場合は、旧市町村の税率を直接入力します。
- 書面提出の旧市町村の処理(新・市町村へ電子申告できない旧市町村)
- 1)「地方税ワーキングシートの入力」で、旧市町村の市町村コードを入力(確認)します。
- 2)申告書を印刷し、書面提出します。
- (2)1つの旧市町村へ修正申告する場合 合併により廃止された旧市町村への修正申告書を、新・市町村へ電子申告します。以下の

手順で、修正申告を行ってください。

新・市町村へ電子申告する旧市町村の処理

- 1) A S P 1 0 0 0 R の「地方税ワーキングシートの入力」で、旧市町村の市町村コードを、 新・市町村の市町村コードに変更します。
- 2) A S P 1 0 0 0 R では、入力(変更)された市町村コードを基に法人税割および均等割 の税率を判定します。そのため、旧市町村に適用される税率と、新・市町村に適用され る税率が異なる場合は、旧市町村の税率を直接入力します。

3.ご参考

- (1)全地方公共団体の地方税電子申告受付状況:
 <u>地方税 e L T A X ホームページ掲載の「eLTAX全地方公共団体のサービス状況の一覧」</u>で 確認できます。
- (2) 平成11年度以降の市町村合併の実績及び予定: 総務省ホームページ掲載の「市町村合併の状況」で確認できます。

以 上